

秋田県容器包装廃棄物の
分別収集の促進に関する計画
(第 1 0 期)

令和 5 年 4 月

秋 田 県

秋田県容器包装廃棄物の分別収集の促進に関する計画（第１０期）

１ 計画策定の意義

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、豊かな社会生活や利便性をもたらしましたが、一方で廃棄物排出量の増加による環境への負荷の増大や最終処分場の残余容量のひっ迫など、深刻な社会問題を生じさせました。

こうした問題を解決していくためには、廃棄物の発生を抑制し、資源の有効利用などの取組により、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会を形成していかなければなりません。

このような中、家庭ごみの容積比で約６割を占める容器包装廃棄物については、平成７年６月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）が制定され、消費者が分別排出し、市町村がこれを分別収集し、製造・利用事業者がその再商品化の義務を負うリサイクルシステムが制度化されました。

本県においては、循環型社会の形成や適正な処理体制の構築を目指し、平成１８年４月に「第２次秋田県廃棄物処理計画」を、平成１９年３月に「第１次秋田県循環型社会形成基本計画」を策定しました。平成２３年６月には秋田県廃棄物処理計画を組み入れた「第２次秋田県循環型社会形成推進基本計画」を、平成２８年３月には「第３次秋田県循環型社会形成推進基本計画」、令和３年３月には「第４次秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、廃棄物の３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）や適正処理に関する施策を推進しています。

本計画は、容器包装リサイクル法第９条の規定に基づき策定されるものであり、容器包装廃棄物の排出抑制や分別収集をより一層進め、環境への負荷の少ない地域社会の実現と資源の有効利用を図ることを目的としています。

２ 基本的方向

第１０期の秋田県分別収集促進計画を実施するに当たっての基本的方向は、次のとおりです。

- (１) 容器包装廃棄物の発生を抑制するとともに、積極的な分別排出及び分別収集を促進し、再商品化をして得られた物について、その積極的な利用を全体の調和を図りながら推進します。
- (２) 消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という適切な役割分担の下、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化が実施されるよう、それぞれの積極的な参加を促進します。

３ 計画期間

第１０期の秋田県分別収集促進計画の計画期間は、令和５年４月を始期とする５年間とし、容器包装リサイクル法第９条第１項に基づき３年ごとに計画の内容の見直しを行います。

4 対 象 品 目

第10期の秋田県分別収集促進計画は、容器包装廃棄物のうち市町村が容器包装リサイクル法第10条の規定に基づき分別収集を実施するガラス製容器（無色、茶色、その他の3色に分別）、飲料用紙製容器包装、段ボール製容器包装、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装（白色トレイのみを分別収集することも可能）、スチール製容器包装及びアルミニウム製容器包装を対象とします。

5 県内の容器包装廃棄物について、各年度における市町村別の排出量の見込み及び当該排出見込量を合算して得られる量（容器包装リサイクル法第9条第2項第1号）

別表1のとおり

6 県内において得られる分別基準適合物について、各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの量（容器包装リサイクル法第9条第2項第2号）

- (1) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって無色のものに係る分別基準適合物

別表2（1）のとおり

- (2) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって茶色のものに係る分別基準適合物

別表2（2）のとおり

- (3) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって無色又は茶色のもの以外のものに係る分別基準適合物

別表2（3）のとおり

- (4) 商品の容器包装のうち、主として紙製のものであって飲料用紙製容器包装又は段ボール製容器包装以外のものに係る分別基準適合物

別表2（4）のとおり

- (5) 商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のもの（飲料又はしょうゆを充てんするためのものに限る。）に係る分別基準適合物

別表2（5）のとおり

- (6) 商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のものであってポリエチレンテレフタレート製容器以外のもの（白色トレイを除く。）に係る分別基準適合物

別表2（6）のとおり

- (7) 商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のものであってポリエチレンテレフタレート製容器以外のもののうち白色トレイに係る分別基準適合物

別表2（7）のとおり

7 県内において得られる容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物について、各年度における市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量（容器包装リサイクル法第9条第2項第3号）

(1) 主として鋼製の容器包装に係る物

別表3（1）のとおり

(2) 主としてアルミニウム製の容器包装に係る物

別表3（2）のとおり

(3) 主として段ボール製の容器包装に係る物

別表3（3）のとおり

(4) 主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）に係る物

別表3（4）のとおり

8 分別収集の促進に関する事項（容器包装リサイクル法第9条第2項第4号）

県内においてペットボトルは全ての市町村で分別収集が実施されています。さらに、ガラス製容器は現在でも9割以上の市町村で分別収集が実施されていますが、本計画では全ての市町村が分別収集を実施することとしています。今後も市町村に対し、分別収集の実施に係る積極的な技術的支援を行っていきます。

(1) 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及に関する事項

① 普及啓発活動

循環型社会の形成を目指す取組を広く喚起するため、NPO等の民間団体による活動への支援、あきたエコ&リサイクルフェスティバル、環境あきた県民塾の開催等を通じて、廃棄物の減量化及びリサイクルに関する普及啓発活動を実施します。

② 実践活動

レジ袋削減・マイバック推進運動及びグリーン購入促進運動の推進、リサイクル製品認定制度の周知及び活用等、廃棄物の減量化及びリサイクルに関する実践活動を展開します。

(2) 県内の市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項

秋田県分別収集促進計画を円滑に推進していくためには、市町村相互間の情報交換や連携が必要となります。そのため、市町村に対し国の最新の動向並びに廃棄物のリサイクル及び適正処理に関する情報を積極的に提供するとともに、市町村分別収集計画に基づく分別収集の品目ごとの実施状況及び収集体制の実態を把握しながら、各市町村と連携を図り、分別収集を促進します。

(3) その他の分別収集の促進に関する事項

① 資源化施設等の整備促進

容器包装廃棄物を含む一般廃棄物の効率的な資源化を推進するため、循環型社会形成推進交付金を活用して、資源化施設やストックヤード等が効率的に整備されるよう市町村に対する技術的な助言に努めます。

② 環境保全活動への支援

環境あきた県民塾等を通じて各地域におけるリサイクル推進活動の担い手を育成するとともに、リサイクルの推進に向けた団体、企業、自治体等の連携の充実及び強化を促進します。

③ リサイクル産業の活性化の推進

県及び国、市町村における認定リサイクル製品の優先的な使用、各種支援制度の活用等を通じて、県内リサイクル関連産業の育成及び活性化を推進します。

④ 率先活動の実践等

県では、国際規格である I S O 1 4 0 0 1 の認証を取得していたことによる経験や知識を活かし、県独自の環境マネジメントシステムである「あきたエコマネジメントシステム」を構築しました。このマネジメントシステムに基づき、廃棄物の分別やエコマーク認定商品の購入などにより、廃棄物の排出量の削減及び再生利用を率先して進めるほか、環境マネジメントシステムの普及支援を通じて民間事業所の廃棄物の減量化及びリサイクルへの取組を促進します。また、市町村に対してもこうした取組を率先して進めるよう働きかけます。

別表 1 県内の容器包装廃棄物について、各年度における市町村別の排出量の見込み及び当該排出見込量を
合算して得られる量

(単位：t)

市町村（組合）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
秋田市	17,240.00	17,092.00	16,945.00	16,797.00	16,650.00
能代市	3,768.00	3,681.00	3,595.00	3,510.00	3,427.00
横手市	1,452.00	1,420.00	1,386.00	1,351.00	1,315.00
大館市	1,387.80	1,350.20	1,313.40	1,279.70	1,246.80
男鹿市	434.00	420.00	409.00	396.00	385.00
湯沢市	1,261.00	1,234.00	1,208.00	1,181.00	1,155.00
由利本荘市	2,301.00	2,268.00	2,235.00	2,202.00	2,170.00
潟上市	2,010.00	1,992.00	1,974.00	1,957.00	1,939.00
大仙市	1,327.00	1,330.00	1,330.00	1,336.00	1,339.00
北秋田市	615.00	612.00	608.00	605.00	603.00
にかほ市	513.00	502.00	492.00	482.00	474.00
仙北市	283.00	274.00	266.00	258.00	250.00
上小阿仁村	52.00	50.00	48.00	46.00	44.00
藤里町	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00
三種町	101.00	93.00	84.00	76.00	67.00
八峰町	175.00	170.00	165.00	160.00	155.00
五城目町	102.00	99.00	97.00	94.00	92.00
八郎潟町	90.00	89.00	87.00	86.00	84.00
井川町	133.00	132.00	131.00	130.00	129.00
大潟村	102.70	102.40	102.10	101.80	101.60
美郷町	1,107.00	1,106.00	1,106.00	1,106.00	1,105.00
羽後町	288.00	282.00	274.00	268.00	260.00
東成瀬村	83.00	80.00	78.00	75.00	70.00
鹿角広域行政組合	2,858.00	2,829.00	2,794.00	2,764.00	2,732.00
鹿角市	2,452.00	2,428.00	2,397.00	2,371.00	2,345.00
小坂町	406.00	401.00	397.00	393.00	387.00
合算量	37,713.50	37,237.60	36,757.50	36,291.50	35,823.40

別表2 県内において得られる分別基準適合物について、各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの量

(1) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって無色のものに係る分別基準適合物

(単位： t)

市町村(組合)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
秋田市	688.00 (0.00)	682.00 (0.00)	676.00 (0.00)	671.00 (0.00)	665.00 (0.00)
能代市	99.00 (0.00)	128.00 (0.00)	126.00 (0.00)	124.00 (0.00)	122.00 (0.00)
横手市	213.00 (0.00)	212.00 (0.00)	212.00 (0.00)	212.00 (0.00)	212.00 (0.00)
大館市	222.30 (222.30)	216.30 (216.30)	210.40 (210.40)	205.00 (205.00)	199.70 (199.70)
男鹿市	59.00 (0.00)	57.00 (0.00)	55.00 (0.00)	54.00 (0.00)	52.00 (0.00)
湯沢市	— —	— —	— —	— —	— —
由利本荘市	97.90 (1.50)	96.50 (1.50)	95.10 (1.40)	93.70 (1.40)	92.30 (1.40)
潟上市	85.00 (0.00)	84.00 (0.00)	83.00 (0.00)	82.00 (0.00)	81.00 (0.00)
大仙市					
北秋田市	81.00 (0.00)	80.00 (0.00)	79.00 (0.00)	79.00 (0.00)	78.00 (0.00)
にかほ市	60.00 (0.00)	58.00 (0.00)	57.00 (0.00)	56.00 (0.00)	55.00 (0.00)
仙北市	— —	— —	— —	— —	— —
上小阿仁村	7.90 (0.00)	7.70 (0.00)	7.50 (0.00)	7.30 (0.00)	7.10 (0.00)
藤里町	4.00 (0.00)	4.00 (0.00)	4.00 (0.00)	4.00 (0.00)	4.00 (0.00)
三種町	— —	— —	— —	— —	— —
八峰町	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)
五城目町	16.10 (0.00)	15.60 (0.00)	15.20 (0.00)	14.90 (0.00)	14.50 (0.00)
八郎潟町	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)
井川町	13.00 (0.00)	13.00 (0.00)	13.00 (0.00)	13.00 (0.00)	13.00 (0.00)
大潟村	12.10 (0.00)	12.00 (0.00)	12.00 (0.00)	12.00 (0.00)	11.90 (0.00)
美郷町	12.00 (12.00)	12.00 (12.00)	12.00 (12.00)	11.00 (11.00)	11.00 (11.00)
羽後町	— —	— —	— —	— —	— —
東成瀬村	— —	— —	— —	— —	— —
鹿角広域行政組合	75.00 (0.00)	73.00 (0.00)	72.00 (0.00)	71.00 (0.00)	70.00 (0.00)
鹿角市	64.00 (0.00)	63.00 (0.00)	62.00 (0.00)	61.00 (0.00)	60.00 (0.00)
小坂町	11.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)
合算量	1,759.30 (235.80)	1,765.10 (229.80)	1,743.20 (223.80)	1,723.90 (217.40)	1,702.50 (212.10)

(注) 括弧内の量は、指定法人による引取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示します。

(2) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって茶色のものに係る分別基準適合物

(単位: t)

市町村(組合)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
秋 田 市	642.00 (0.00)	637.00 (0.00)	631.00 (0.00)	626.00 (0.00)	620.00 (0.00)
能 代 市	156.00 (41.00)	153.00 (40.00)	150.00 (39.00)	147.00 (38.00)	143.00 (38.00)
横 手 市	269.00 (0.00)	269.00 (0.00)	269.00 (0.00)	268.00 (0.00)	268.00 (0.00)
大 館 市	183.30 (183.30)	178.30 (178.30)	173.40 (173.40)	169.00 (169.00)	164.60 (164.60)
男 鹿 市	116.00 (0.00)	113.00 (0.00)	110.00 (0.00)	106.00 (0.00)	103.00 (0.00)
湯 沢 市	- -	- -	- -	- -	- -
由 利 本 荘 市	232.00 (11.70)	229.00 (11.50)	225.00 (11.40)	222.00 (11.30)	219.00 (11.20)
潟 上 市	106.00 (0.00)	105.00 (0.00)	104.00 (0.00)	103.00 (0.00)	102.00 (0.00)
大 仙 市					
北 秋 田 市	114.00 (0.00)	113.00 (0.00)	112.00 (0.00)	111.00 (0.00)	110.00 (0.00)
に か ほ 市	81.00 (0.00)	79.00 (0.00)	77.00 (0.00)	76.00 (0.00)	75.00 (0.00)
仙 北 市	- -	- -	- -	- -	- -
上 小 阿 仁 村	9.00 (0.00)	8.80 (0.00)	8.60 (0.00)	8.40 (0.00)	8.20 (0.00)
藤 里 町	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)
三 種 町	- -	- -	- -	- -	- -
八 峰 町	30.00 (27.00)	30.00 (27.00)	29.00 (27.00)	29.00 (27.00)	29.00 (27.00)
五 城 目 町	30.70 (0.00)	29.90 (0.00)	29.10 (0.00)	28.40 (0.00)	27.60 (0.00)
八 郎 潟 町	18.00 (0.00)	17.00 (0.00)	17.00 (0.00)	17.00 (0.00)	17.00 (0.00)
井 川 町	21.00 (0.00)	21.00 (0.00)	21.00 (0.00)	21.00 (0.00)	21.00 (0.00)
大 潟 村	23.00 (0.00)	23.00 (0.00)	22.90 (0.00)	22.80 (0.00)	22.80 (0.00)
美 郷 町	43.00 (43.00)	41.00 (41.00)	40.00 (40.00)	39.00 (39.00)	39.00 (39.00)
羽 後 町	- -	- -	- -	- -	- -
東 成 瀬 村	- -	- -	- -	- -	- -
鹿角広域行政組合	130.00 (0.00)	128.00 (0.00)	126.00 (0.00)	124.00 (0.00)	122.00 (0.00)
鹿 角 市	112.00 (0.00)	110.00 (0.00)	108.00 (0.00)	106.00 (0.00)	105.00 (0.00)
小 坂 町	18.00 (0.00)	18.00 (0.00)	18.00 (0.00)	18.00 (0.00)	17.00 (0.00)
合算量	2,214.00 (306.00)	2,185.00 (297.80)	2,155.00 (290.80)	2,127.60 (284.30)	2,101.20 (279.80)

(注) 括弧内の量は、指定法人による引取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示します。

(3) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって無色又は茶色のもの以外のものに係る分別基準適合物
(単位： t)

市町村(組合)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
秋 田 市	612.00 (0.00)	606.00 (0.00)	601.00 (0.00)	596.00 (0.00)	591.00 (0.00)
能 代 市	78.00 (0.00)	76.00 (0.00)	75.00 (0.00)	73.00 (0.00)	72.00 (0.00)
横 手 市	107.00 (0.00)	107.00 (0.00)	106.00 (0.00)	106.00 (0.00)	106.00 (0.00)
大 館 市	70.90 (70.90)	68.90 (68.90)	67.10 (67.10)	65.30 (65.30)	63.70 (63.70)
男 鹿 市	27.00 (0.00)	26.00 (0.00)	26.00 (0.00)	25.00 (0.00)	24.00 (0.00)
湯 沢 市	347.00 (0.00)	340.00 (0.00)	332.00 (0.00)	325.00 (0.00)	318.00 (0.00)
由 利 本 荘 市	96.40 (1.00)	95.00 (1.00)	93.60 (1.00)	92.20 (1.00)	90.90 (0.90)
潟 上 市	49.00 (0.00)	49.00 (0.00)	49.00 (0.00)	49.00 (0.00)	49.00 (0.00)
大 仙 市	514.00 (514.00)	515.00 (515.00)	517.00 (517.00)	518.00 (518.00)	519.00 (519.00)
北 秋 田 市	35.00 (0.00)	35.00 (0.00)	34.00 (0.00)	34.00 (0.00)	34.00 (0.00)
に か ほ 市	34.00 (0.00)	34.00 (0.00)	34.00 (0.00)	33.00 (0.00)	32.00 (0.00)
仙 北 市	41.00 (41.00)	40.00 (40.00)	38.00 (38.00)	37.00 (37.00)	36.00 (36.00)
上 小 阿 仁 村	1.90 (0.00)	1.80 (0.00)	1.70 (0.00)	1.60 (0.00)	1.50 (0.00)
藤 里 町	4.00 (0.00)	4.00 (0.00)	4.00 (0.00)	4.00 (0.00)	4.00 (0.00)
三 種 町	57.00 (57.00)	53.00 (53.00)	49.00 (49.00)	44.00 (44.00)	40.00 (40.00)
八 峰 町	25.00 (22.00)	25.00 (22.00)	24.00 (21.00)	24.00 (21.00)	24.00 (21.00)
五 城 目 町	11.20 (0.00)	11.00 (0.00)	10.70 (0.00)	10.40 (0.00)	10.10 (0.00)
八 郎 潟 町	6.00 (0.00)	6.00 (0.00)	6.00 (0.00)	6.00 (0.00)	6.00 (0.00)
井 川 町	6.00 (0.00)	6.00 (0.00)	6.00 (0.00)	6.00 (0.00)	6.00 (0.00)
大 潟 村	8.40 (0.00)	8.40 (0.00)	8.40 (0.00)	8.40 (0.00)	8.40 (0.00)
美 郷 町	6.00 (6.00)	6.00 (6.00)	6.00 (6.00)	6.00 (6.00)	6.00 (6.00)
羽 後 町	122.00 (122.00)	119.00 (119.00)	116.00 (116.00)	113.00 (113.00)	110.00 (110.00)
東 成 瀬 村	20.10 (20.10)	19.40 (19.40)	18.70 (18.70)	18.00 (18.00)	16.80 (16.80)
鹿角広域行政組合	46.00 (0.00)	45.00 (0.00)	44.00 (0.00)	43.00 (0.00)	43.00 (0.00)
鹿 角 市	39.00 (0.00)	39.00 (0.00)	38.00 (0.00)	37.00 (0.00)	37.00 (0.00)
小 坂 町	7.00 (0.00)	6.00 (0.00)	6.00 (0.00)	6.00 (0.00)	6.00 (0.00)
合算量	2,324.90 (854.00)	2,296.50 (844.30)	2,267.20 (833.80)	2,237.90 (823.30)	2,211.40 (813.40)

(注) 括弧内の量は、指定法人による引取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示します。

(4) 商品の容器包装のうち、主として紙製のものであって飲料用紙製容器包装又は段ボール製容器包装以外のものに係る分別基準適合物

(単位： t)

市町村 (組合)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
秋 田 市	-	-	-	-	-
能 代 市	-	-	-	-	-
横 手 市	-	-	-	-	-
大 館 市	-	-	-	-	-
男 鹿 市	-	-	-	-	-
湯 沢 市	-	-	-	-	-
由 利 本 荘 市	-	-	-	-	-
潟 上 市	-	-	-	-	-
大 仙 市	-	-	-	-	-
北 秋 田 市	-	-	-	-	-
に か ほ 市	-	-	-	-	-
仙 北 市	-	-	-	-	-
上 小 阿 仁 村	-	-	-	-	-
藤 里 町	-	-	-	-	-
三 種 町	-	-	-	-	-
八 峰 町	-	-	-	-	-
五 城 目 町	-	-	-	-	-
八 郎 潟 町	-	-	-	-	-
井 川 町	-	-	-	-	-
大 潟 村	-	-	-	-	-
美 郷 町	-	-	-	-	-
羽 後 町	-	-	-	-	-
東 成 瀬 村	-	-	-	-	-
鹿角広域行政組合	-	-	-	-	-
鹿 角 市	-	-	-	-	-
小 坂 町	-	-	-	-	-
合算量	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)

(注) 括弧内の量は、指定法人による引取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示します。

(5) 商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のもの
(飲料又はしょうゆを充てんするためのものに限る。)に係る分別基準適合物

(単位: t)

市町村(組合)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
秋 田 市	980.00 (0.00)	972.00 (0.00)	963.00 (0.00)	955.00 (0.00)	947.00 (0.00)
能 代 市	90.00 (0.00)	88.00 (0.00)	87.00 (0.00)	84.00 (0.00)	83.00 (0.00)
横 手 市	181.00 (0.00)	181.00 (0.00)	181.00 (0.00)	181.00 (0.00)	181.00 (0.00)
大 館 市	187.00 (0.00)	187.00 (0.00)	186.00 (0.00)	186.00 (0.00)	186.00 (0.00)
男 鹿 市	64.00 (0.00)	62.00 (0.00)	60.00 (0.00)	58.00 (0.00)	57.00 (0.00)
湯 沢 市	52.00 (0.00)	51.00 (0.00)	50.00 (0.00)	49.00 (0.00)	48.00 (0.00)
由 利 本 荘 市	141.00 (9.70)	139.00 (9.60)	137.00 (9.49)	135.00 (9.39)	133.00 (9.30)
潟 上 市	115.00 (3.00)	114.00 (3.00)	113.00 (3.00)	112.00 (3.00)	111.00 (3.00)
大 仙 市	185.00 (185.00)	186.00 (186.00)	186.00 (186.00)	187.00 (187.00)	187.00 (187.00)
北 秋 田 市	76.00 (0.00)	77.00 (0.00)	78.00 (0.00)	78.00 (0.00)	79.00 (0.00)
に か ほ 市	62.00 (0.00)	61.00 (0.00)	60.00 (0.00)	58.00 (0.00)	57.00 (0.00)
仙 北 市	100.00 (100.00)	97.00 (97.00)	94.00 (94.00)	91.00 (91.00)	88.00 (88.00)
上 小 阿 仁 村	4.20 (0.00)	4.10 (0.00)	4.00 (0.00)	3.90 (0.00)	3.80 (0.00)
藤 里 町	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)
三 種 町	9.00 (9.00)	8.00 (8.00)	7.00 (7.00)	7.00 (7.00)	6.00 (6.00)
八 峰 町	15.00 (9.00)	14.00 (9.00)	14.00 (9.00)	14.00 (9.00)	14.00 (9.00)
五 城 目 町	9.10 (0.00)	8.90 (0.00)	8.70 (0.00)	8.40 (0.00)	8.20 (0.00)
八 郎 潟 町	11.00 (0.00)	11.00 (0.00)	11.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)
井 川 町	13.00 (0.00)	13.00 (0.00)	13.00 (0.00)	13.00 (0.00)	13.00 (0.00)
大 潟 村	9.70 (0.00)	9.70 (0.00)	9.60 (0.00)	9.60 (0.00)	9.60 (0.00)
美 郷 町	40.00 (40.00)	40.00 (40.00)	40.00 (40.00)	40.00 (40.00)	40.00 (40.00)
羽 後 町	27.00 (0.00)	27.00 (0.00)	26.00 (0.00)	26.00 (0.00)	25.00 (0.00)
東 成 瀬 村	5.30 (0.00)	5.20 (0.00)	5.00 (0.00)	4.80 (0.00)	4.50 (0.00)
鹿角広域行政組合	57.00 (0.00)	56.00 (0.00)	55.00 (0.00)	54.00 (0.00)	52.00 (0.00)
鹿 角 市	49.00 (0.00)	48.00 (0.00)	47.00 (0.00)	46.00 (0.00)	45.00 (0.00)
小 坂 町	8.00 (0.00)	8.00 (0.00)	8.00 (0.00)	8.00 (0.00)	7.00 (0.00)
合算量	2,440.30 (355.70)	2,418.90 (352.60)	2,395.30 (348.49)	2,371.70 (346.39)	2,350.10 (342.30)

(注) 括弧内の量は、指定法人による引取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示します。

(6) 商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のものであってポリエチレンテレフタレート製容器以外のものに係る分別基準適合物

(単位： t)

市町村 (組合)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
秋 田 市	-	-	-	-	-
能 代 市	126.00 (0.00)	124.00 (0.00)	121.00 (0.00)	118.00 (0.00)	116.00 (0.00)
横 手 市	173.00 (0.00)	173.00 (0.00)	172.00 (0.00)	172.00 (0.00)	172.00 (0.00)
大 館 市	-	-	-	-	-
男 鹿 市	-	-	-	-	-
湯 沢 市	94.00 (0.00)	92.00 (0.00)	90.00 (0.00)	88.00 (0.00)	86.00 (0.00)
由 利 本 荘 市	-	-	-	-	-
潟 上 市	-	-	-	-	-
大 仙 市	-	-	-	-	-
北 秋 田 市	61.00 (0.00)	62.00 (0.00)	62.00 (0.00)	63.00 (0.00)	63.00 (0.00)
に か ほ 市	-	-	-	-	-
仙 北 市	-	-	-	-	-
上 小 阿 仁 村	3.90 (0.00)	3.80 (0.00)	4.00 (0.00)	3.90 (0.00)	3.80 (0.00)
藤 里 町	-	-	-	-	-
三 種 町	-	-	-	-	-
八 峰 町	-	-	-	-	-
五 城 目 町	-	-	-	-	-
八 郎 潟 町	-	-	-	-	-
井 川 町	-	-	-	-	-
大 潟 村	-	-	-	-	-
美 郷 町	-	-	-	-	-
羽 後 町	27.00 (0.00)	27.00 (0.00)	26.00 (0.00)	26.00 (0.00)	25.00 (0.00)
東 成 瀬 村	5.10 (0.00)	5.00 (0.00)	4.80 (0.00)	4.60 (0.00)	4.30 (0.00)
鹿角広域行政組合	-	-	-	-	-
鹿 角 市	-	-	-	-	-
小 坂 町	-	-	-	-	-
合算量	490.00 (0.00)	486.80 (0.00)	479.80 (0.00)	475.50 (0.00)	470.10 (0.00)

(注) 括弧内の量は、指定法人による引取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示します。

(7) 商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のものであってポリエチレンテレフタレート製容器以外のもののうち白色トレイに係る分別基準適合物

(単位： t)

市町村 (組合)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
秋 田 市	-	-	-	-	-
能 代 市	-	-	-	-	-
横 手 市	-	-	-	-	-
大 館 市	-	-	-	-	-
男 鹿 市	-	-	-	-	-
湯 沢 市	-	-	-	-	-
由 利 本 荘 市	-	-	-	-	-
潟 上 市	-	-	-	-	-
大 仙 市	-	-	-	-	-
北 秋 田 市	5.00 (0.00)	5.00 (0.00)	5.00 (0.00)	5.00 (0.00)	5.00 (0.00)
に か ほ 市	-	-	-	-	-
仙 北 市	-	-	-	-	-
上 小 阿 仁 村	0.20 (0.00)	0.20 (0.00)	0.20 (0.00)	0.20 (0.00)	0.20 (0.00)
藤 里 町	-	-	-	-	-
三 種 町	-	-	-	-	-
八 峰 町	-	-	-	-	-
五 城 目 町	-	-	-	-	-
八 郎 潟 町	-	-	-	-	-
井 川 町	-	-	-	-	-
大 潟 村	-	-	-	-	-
美 郷 町	-	-	-	-	-
羽 後 町	-	-	-	-	-
東 成 瀬 村	-	-	-	-	-
鹿角広域行政組合	-	-	-	-	-
鹿 角 市	-	-	-	-	-
小 坂 町	-	-	-	-	-
合算量	5.20 (0.00)	5.20 (0.00)	5.20 (0.00)	5.20 (0.00)	5.20 (0.00)

(注) 括弧内の量は、指定法人による引取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示します。

別表3 県内において得られる法第2条第6項に規定する主務省令で定める物について、各年度における市町村別の量の
見込み及び当該見込量を合算して得られる量

(1) 主として鋼製の容器包装に係る物

(単位：t)

市町村(組合)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
秋田市	280.00	278.00	275.00	273.00	270.00
能代市	22.00	36.00	36.00	35.00	34.00
横手市	89.00	88.00	88.00	88.00	88.00
大館市	173.50	168.80	164.20	160.00	155.80
男鹿市	41.00	39.00	38.00	37.00	36.00
湯沢市	88.00	86.00	85.00	83.00	81.00
由利本荘市	155.00	153.00	151.00	148.00	146.00
潟上市	79.00	78.00	77.00	76.00	75.00
大仙市	116.00	117.00	117.00	117.00	118.00
北秋田市	34.00	34.00	34.00	33.00	33.00
にかほ市	31.00	31.00	30.00	29.00	29.00
仙北市	49.00	48.00	47.00	45.00	44.00
上小阿仁村	4.40	4.30	4.20	4.10	4.00
藤里町	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00
三種町	7.00	6.00	5.00	4.00	3.00
八峰町	11.00	11.00	11.00	11.00	11.00
五城目町	3.40	3.30	3.20	3.10	3.00
八郎潟町	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
井川町	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
大潟村	4.30	4.20	4.20	4.20	4.20
美郷町	67.00	64.00	63.00	62.00	61.00
羽後町	28.00	27.00	26.00	25.00	24.00
東成瀬村	3.20	3.10	3.00	2.90	2.70
鹿角広域行政組合	71.00	71.00	69.00	68.00	66.00
鹿角市	61.00	61.00	59.00	58.00	57.00
小坂町	10.00	10.00	10.00	10.00	9.00
合算量	1,370.80	1,364.70	1,344.80	1,322.30	1,302.70

(2) 主としてアルミニウム製の容器包装に係る物

(単位： t)

市町村（組合）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
秋田 市	590.00	585.00	580.00	575.00	570.00
能代 市	24.00	44.00	43.00	42.00	42.00
横手 市	153.00	152.00	152.00	152.00	152.00
大館 市	117.30	114.10	111.00	108.10	105.40
男鹿 市	53.00	51.00	50.00	48.00	47.00
湯沢 市	50.00	49.00	48.00	47.00	47.00
由利本荘 市	92.80	91.60	90.40	89.20	88.10
潟上 市	63.00	62.00	61.00	60.00	59.00
大仙 市	177.00	178.00	178.00	178.00	179.00
北秋田 市	54.00	53.00	53.00	52.00	52.00
にかほ 市	43.00	42.00	41.00	41.00	40.00
仙北 市	77.00	75.00	72.00	70.00	68.00
上小阿仁 村	4.10	3.90	3.70	3.50	3.30
藤里 町	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
三種 町	13.00	13.00	12.00	12.00	11.00
八峰 町	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
五城目 町	4.70	4.60	4.50	4.40	4.30
八郎潟 町	7.00	7.00	7.00	7.00	6.00
井川 町	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00
大潟 村	5.40	5.40	5.40	5.40	5.40
美郷 町	32.00	31.00	30.00	30.00	29.00
羽後 町	35.00	34.00	33.00	32.00	31.00
東成瀬 村	7.50	7.20	7.00	6.70	6.20
鹿角広域行政組合	93.00	91.00	90.00	88.00	86.00
鹿角 市	80.00	78.00	77.00	76.00	74.00
小坂 町	13.00	13.00	13.00	12.00	12.00
合算量	1,708.80	1,706.80	1,685.00	1,664.30	1,644.70

(3) 主として段ボール製の容器包装に係る物

(単位： t)

市町村（組合）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
秋 田 市	1,922.00	1,905.00	1,889.00	1,873.00	1,856.00
能 代 市	155.00	151.00	148.00	145.00	142.00
横 手 市	346.00	345.00	345.00	344.00	344.00
大 館 市	395.80	385.10	374.60	365.00	355.60
男 鹿 市	74.00	72.00	70.00	68.00	66.00
湯 沢 市	111.00	109.00	107.00	104.00	102.00
由 利 本 荘 市	390.00	384.00	379.00	373.00	368.00
潟 上 市	201.00	199.00	197.00	195.00	193.00
大 仙 市	273.00	273.00	274.00	275.00	275.00
北 秋 田 市	152.00	150.00	149.00	147.00	146.00
に か ほ 市	202.00	197.00	193.00	189.00	186.00
仙 北 市	141.00	136.00	132.00	128.00	125.00
上 小 阿 仁 村	13.30	12.90	12.50	12.10	11.70
藤 里 町	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00
三 種 町	14.00	12.00	10.00	8.00	6.00
八 峰 町	26.00	26.00	25.00	25.00	25.00
五 城 目 町	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80
八 郎 潟 町	28.00	28.00	27.00	26.00	26.00
井 川 町	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00
大 潟 村	37.90	37.80	37.70	37.60	37.50
美 郷 町	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
羽 後 町	48.00	47.00	46.00	45.00	44.00
東 成 瀬 村	7.00	6.70	6.50	6.20	5.80
鹿角広域行政組合	121.00	119.00	118.00	115.00	113.00
鹿 角 市	104.00	102.00	101.00	99.00	97.00
小 坂 町	17.00	17.00	17.00	16.00	16.00
合算量	4,771.80	4,709.30	4,654.10	4,594.70	4,541.40

(4) 主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器
 (原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。)に係る物
 (単位: t)

市町村(組合)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
秋 田 市	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
能 代 市	-	-	-	-	-
横 手 市	-	-	-	-	-
大 館 市	-	-	-	-	-
男 鹿 市	-	-	-	-	-
湯 沢 市	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
由 利 本 荘 市	-	-	-	-	-
潟 上 市	-	-	-	-	-
大 仙 市	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40
北 秋 田 市	8.00	8.00	8.00	8.00	8.00
に か ほ 市	-	-	-	-	-
仙 北 市	-	-	-	-	-
上 小 阿 仁 村	3.00	2.90	2.80	2.70	2.60
藤 里 町	-	-	-	-	-
三 種 町	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
八 峰 町	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
五 城 目 町	-	-	-	-	-
八 郎 潟 町	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
井 川 町	-	-	-	-	-
大 潟 村	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
美 郷 町	-	-	-	-	-
羽 後 町	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
東 成 瀬 村	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
鹿角広域行政組合	-	-	-	-	-
鹿 角 市	-	-	-	-	-
小 坂 町	-	-	-	-	-
合 算 量	23.00	22.90	22.80	22.70	22.60